

記者発表資料
令和元年10月28日
(国民健康保険担当)
保健福祉部国保医療課
国保指導班 担当：安藤
電話：022(211)2564
e-mail：kokuhok@pref.miyagi.lg.jp
(介護保険担当)
保健福祉部長寿社会政策課
地域包括ケア推進班 担当：武田
電話：022(211)2552
e-mail：choujuc3@pref.miyagi.lg.jp

令和元年台風第19号の被災者の方への国民健康保険一部負担金及び介護保険サービス利用料等の取扱いについて

令和元年台風第19号の被害に伴い、新たに下記の保険者において、国民健康保険窓口負担及び介護保険サービス利用料の支払いを不要とすることとなりましたのでお知らせします。

これにより、県内の全ての市町村及び国民健康保険組合において、国民健康保険窓口負担及び介護保険サービス利用料の支払いが不要となります。

東松島市，大和町

宮城県建設業国民健康保険組合（国保のみ）

なお、以下の保険者は窓口負担及び介護保険サービス利用料の支払いを不要とする保険者として、既に厚生労働省により公表されています。

仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，
多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，大崎市，富谷市，蔵王町，
七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亶理町，
山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大郷町，大衡村，色麻町，
加美町，涌谷町，美里町，女川町，南三陸町

宮城県医師国民健康保険組合（国保のみ）

宮城県歯科医師国民健康保険組合（国保のみ）